

令和7年12月24日

公益財団法人鹿児島県住宅・建築総合センター

構造計算適合性判定に係る手数料改定のお知らせ

建築基準法改正に伴う業務内容の変化、人件費のベースアップ、物価高騰等の社会情勢による変化等の影響を踏まえ、今後の安定した事業運営を行うため、令和8年4月1日以降の本申請受付分より、判定手数料を下記のとおり改定いたします。

申請者様にはご負担をお掛けしますが、今後もより一層のサービス向上に努めて参りますので、何卒ご理解を賜りますよう、よろしくお願ひ申し上げます。

◆構造計算適合性判定手数料（令和8年4月受付分より）◆

判定に係る床面積（1棟につき） ¹⁾	新料金 ²⁾	現行の手数料 〔その他の方法によるもの〕
500 m ² 以内	178,000 円	175,000 円
500 m ² を超え、1,000 m ² 以内	208,000 円	175,000 円
1,000 m ² を超え、2,000 m ² 以内	255,000 円	224,000 円
2,000 m ² を超え、10,000 m ² 以内	328,000 円	262,000 円
10,000 m ² を超え、50,000 m ² 以内	465,000 円	345,000 円
50,000 m ² を超えるもの	811,000 円	625,000 円

（留意事項）

- 計画変更に係る判定手数料算定用床面積について** 当センターにより適合判定通知書の交付があった建築物の計画を変更する場合については、床面積の合計の1/2の面積（床面積が増加する場合は、増加する部分の床面積+増加する部分以外の床面積の1/2）とします。
- 構造計算方法の取り扱いについて** 構造計算方法（「大臣認定プログラムによって行われたもの」と「大臣認定プログラム以外の方法によって行われたもの」）の別によらず、共通料金とします。
- 本申請受付日について** 電子申請の場合、仮受付後に事前審査を行い、申請図書を補正していただいた上で本受付となります。この本受付をした日が手数料適用日となりますので、ご留意願います。

お問合せ先： 審査部判定課

TEL: 099-224-4548